

社会福祉法人プシケおおた 行動計画（第三期）

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画(第三期)を策定する。

1. 計画期間 令和4年2月1日～令和6年3月31日までの 2年間2カ月

2. 内容

目標1：令和5年3月までに、在宅勤務やテレワーク等場所にとらわれない勤務形態を導入する。

<対策>

- 令和3年3月～これまで在宅勤務やテレワークを行っている職員に対し、勤務実態等を調査し、今後の在り方等を検討する。
- 令和4年6月～制度の導入について、職場内ミーティング等を通じて検討、周知していく。
- 令和5年3月までに就業規則の変更を行う。

目標2：令和6年3月までに、育児等短時間制度を拡充する（対象労働者の拡充、1日の所定労働時間の短縮等、法を上回る条件とする）。

<対策>

- 令和4年4月～職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年6月～制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知
- 令和6年3月までに就業規則の変更を行う。

目標3： 令和6年3月までに、仕事と不妊治療の両立支援の制度づくりを行う。

<対策>

- 令和4年2月～職員へのアンケート調査、検討開始。
- 令和4年12月～制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知。
制度利用者の募集等を行う。
- 令和6年3月までに就業規則の変更を行う。